

昭和五十二年十二月二日受領
答 弁 第 二 一 一 号

(質問の 二二)

内閣衆質八二第二一号

昭和五十二年十二月二日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

衆議院議長 保利 茂 殿

衆議院議員正森成二君提出金大中氏事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員正森成二君提出金大中氏事件に関する質問に対する答弁書

一について

①及び② 金炯旭氏の米国議会における証言及びその後の報道等にみられる発言内容は、従来の捜査結果に照らして、信憑性^{びよう}に疑義があるなど捜査上有用であるとは思われず、当面、同氏の意向を確認して同氏から事情聴取を行うことは考えていない。

二について

① 1 政府としては、去る六月下旬の米下院国際関係委員会国際機構小委員会における金炯旭氏の本件に関する証言に関連して、同証言の元となつている金在権氏から、直接に任意の事情聴取を行うべく、米国政府とその可能性について打合せを進めていた。

2 これに対し、八月十七日米國務省から在米大使館を通じ次のとおり通報があつた。

「日本政府からの要請については、米国政府としては、金在権氏の同意を条件として、米国内で日本側が直接事情聴取を行うことに異議はないので金在権氏本人の意向を確認すべく、米政府当局は同人と接触した。」

金在権氏は、日本側当局の事情聴取に応じるべき理由はないと思うが、他方聴取に応じることには反対はないとのことであつた。ただし、現在、金在権氏の家族は米国内で新しい生活を設定するべく努力しているところであり、マスコミ等の注目を避けるため、米国内での事情聴取には応じたくないとのことであつた。」

3 政府としては、かかる金在権氏の意向にかんがみ、米政府当局を通じて、(1)金在権氏としては近い将来米国外に出る予定はあるのかどうか、及び(2)金在権氏としては、場所の問題を含めて、どのような条件が満たされれば事情聴取に応ずる意向があるのか等につき更に金在権氏の意向の確認を進めてもらいたいということで、八月下旬米国政府に対し、再

度在米大使館から申入れを行った。

4 更に、再度申入れを行ってから相当の時間が経過したので、十月上旬国務省を通じ金在権氏から回答を督促した。

5 その後も、金在権氏から何らの応答のなかつたことにかんがみ、更に十月下旬国務省を通じ、同氏からの回答を督促した。

② 金在権氏から、任意の事情聴取にいついかなる場所で応じるかについての意向が示されていないので、これを前提とした手続は進めかねている。

③ 金在権氏が本件の捜査に不可欠の知識を有するものと明らかに認められる確証が得られておらず、また、同人が任意の事情聴取に応じない意向であることが確認されていない現段階では、我が国の裁判所に対し刑事訴訟法に定める証人尋問の請求を行い得る要件が具備されているとは認められない。したがって、我が国の裁判所の囑託による米国の裁判所の証人尋

問を求めることは困難である。

④ ③において述べたとおり、嘱託尋問を現段階で米国司法裁判所に要請するための要件は具備されておらず、その必要性を明らかにする^そ疏明資料も整っていないとはいえない。

⑤ 米国議会における金炯旭氏の証言内容は、これまでの捜査の結果判明している客観的事実と符合しない点もあり、その信憑性^{びよう}に疑義があり、金在権氏に対する嘱託尋問請求の^そ疏明資料とすることには問題がある。

右答弁する。